

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の開催について

(一社)和歌山県自動車整備振興会

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年度法律第14号）において、「特定整備」制度等が導入されることになりました。

新たに「特定整備」の対象となる電子制御装置整備の事業を営む整備事業場には電子制御装置の整備主任者の選任が不可避となりますが、「1級（二輪を除く）整備士」のみが即時に選任可能と規定されています。

しかし「1級整備士（二輪を除く）」取得者数は全国で約1万6千人と少なく、整備工場が早急に「電子制御装置整備」の認証を取得できる環境を確保するため、「1級二輪自動車、2級ガソリン自動車、2級ジーゼル自動車、2級自動車シャシ、自動車車体、自動車電気装置の整備士であって、国土交通大臣が定める講習を修了した者」も選任要件に追加されたことから、上記有資格者で電子制御装置整備の整備主任者の選任を希望される方を対象に標記講習を実施致します。

(注意)

- ※1 令和2年度以降、整備主任者法令研修（2H）に電子制御装置（1H）を追加した学科講習を国が実施すれば、受講者は当選任前講習の学科が免除されます。
- ※2 令和3年度以降、当会を含む機関認定が行う整備主任者技術研修を受講すれば、当選任前講習の実習が免除されます。
- ※3 令和元年度6月に当会が実施したADAS研修受講者、及び整備主任者技術研修認定機関については当資格取得講習（実習）が免除されます。
認定機関については後日当会より案内する書類に必要事項を記載し提出方、お願いします。
- ※4 学科、実習が免除される方についても試問を受け合格（正答率80%以上）する必要があります。

記

1. 整備主任者選任前講習の対象者

以下種目の一つ以上を取得済みの方が対象		
1級二輪自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士	2級ジーゼル自動車整備士
2級二輪自動車整備士	2級自動車シャシ整備士	
自動車電気装置整備士	自動車車体整備士	

2. 講習及び試問日程及び時間

<8月>	コース	午前 9:00~	昼食	午後 13:00~	午後 15:00~
8月18日 (火)	振興会本部 ⑪コース (振興会本部会員・員外) 対象	実習	—	学科	試問

※ 講習・試問の開始10分前には集合して下さい。

※ 全てのコースについて、午前9時開始・午後4時過ぎ終了の一日講習となります。

※ 令和元年度6月に当会が実施したADAS研修受講済み者で学科・試問を希望される方は、振興会本部へご相談ください。

上記日程及び時間につきましては、諸般の事情により変更する場合があります。

※ 9月以降の日程につきましては、当局と調整次第、ご通知致します。

※ 新型コロナウイルス感染症 (COVID19) 対策として、マスクの着用をお願いします。

3. 受講料 **3,000円** (消費税等込)

※当日、現金にて徴収致します。

4. 受講定員・・・各コース**25名限定 (先着順)**

(各コース共、必要書類が整い誤りや漏れ等がないことを確認したうえでの先着順です)

※電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について(依命通達)により法令により、実習講習の定員は25名以下と定められています。

※定員になり次第、締め切ります。ご了承方お願い申し上げます。

申込状況によりコースの変更をお願いする場合があります。

5. 受講場所及び申込期限

振興会本部 ①コース・・・振興会本部会員及び員外は⇒整備振興会本部へ申込み下さい

6. 選任前講習実施場所

振興会本部全コース・・・和歌山県自動車会館(和歌山市湊1106番地)

7. 申し込み方法 (次のものを添えて申込書で申し込んで下さい。)

1、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習受講申請書 (実習)後頁参照

2、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習受講申請書 (学科)後頁参照

3、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証) 後頁参照

※1、2及び3へ必用事項を記載し、写真も貼付のうえ期日までに受付場所へ提出下さい。

※写真(縦4cm・横3cm:上半身脱帽)は2枚ご用意下さい。

※受講申請書に捺印(シャチハタ不可)願います。

※資格記入済みの整備士手帳若しくは該当資格合格証書写しをご持参下さい。

8. 申し込み締切日

令和2年8月7日(金)が申込締切日です!

9. 受講申請書及び受講票は和歌山運輸支局及び振興会本部に備えております。

振興会ホームページからダウンロードして頂いても結構です。

<http://www.waspa.or.jp>

☆お問い合わせは、(一社)和歌山県自動車整備振興会本部へお願い致します!

和歌山市湊1106番地

TEL 073-422-2466

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
【 実習 】

一般社団法人和歌山県自動車整備振興会会長殿

提出年月日(和暦) 令和 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 7 号に掲げる実習講習
(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習) の受講を申請します。

事業場名			
認証番号			
電話番号		FAX 番号	
受講者氏名	Ⓜ		
生年月日 (該当元号に○印を)	昭和 平成 令和	年	月 日
保有整備士資格 及び合格番号			
受講希望日	令和 2 年 8 月 1 8 日		
受講希望コース名	振興会本部⑪コース (本部会員・員外)		
特記事項 ※記入しないでください			

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書

【学科・試問・再試問】

和歌山運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) _____ 年 月 日

再提出年月日(和暦) _____ 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	Ⓜ	電話番号	— —
住所	〒		生年月日(和暦)
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)	合格番号
		年 月 日	第 号
受講内容 該当に○	1. 学科	2. 試問	3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	第1 希望	年 月 日 第 回	第1 希望
	第2 希望	年 月 日 第 回	第2 希望
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み		実習受講状況 該当に○
			1. 未受講 2. 受講済み

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

点線内は、記載しないこと

受講番号	第 _____ 号
------	-----------

証明写真欄	【証明写真について】
受講票と同じ写真を貼付すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm × 横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600 × 450 pixel 以上とする

受付印

